

December.2017

# なごみ便り

www.101dog.co.jp

税 理 士 法 人 和  
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和  
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル 6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
東京 〒105-0004 東京都港区新橋2-12-16 明和ビル 4F  
Tel 03-6257-3915 Fax 03-6257-3916

寒さも本格的になってきましたが、いかがお過ごしでしょうか。

さて、なごみ便り 12月号は、冬期賞与支給時の注意点、そして国会を中心に関心が深まっている「働き方改革」の中でも特に注目されている過重労働並びに未払残業代についてご紹介します。

## 冬期賞与支給時の注意点

厚生労働省の「毎月勤労統計」によると、従業員100人未満の事業所における平成28年の冬期賞与支給実績(従業員1人平均支給額)は、以下のとおりとなっています。

<URL:<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/29/2902p/2902p.html>>

	支給労働者1人平均支給額(円、%)				きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)		支給事業所割合(%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~99人	5~29人	30~99人
調査産業計	268,871	-1.6	332,114	0.7	1.00	1.08	70.0	91.8

出典:厚生労働省「毎月勤労統計調査」を一部抜粋・修正

賞与原資は経営状況により左右されますが、貴社の賞与支給額を決める際に統計上の平均額をご参照のうえ、検討いただければと思います。

また、賞与支給月には注意を要することがあります。それは、賞与支給月に育児休業に係る社会保険料免除を申請される方がいる場合です。具体的には、社会保険料の免除申請を行う場合、育児休業開始月から社会保険料が免除となるため、当該月に支給する賞与に社会保険料は発生しません。該当する事象が稀なだけに、うっかり賞与から社会保険料を控除してしまったということがないように気を付けましょう。

最後に、社会保険に加入している事業所が社会保険被保険者に賞与を支給する場合、支給日から5日以内に「被保険者賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」を所轄年金事務所又は事務センターへ届け出る必要があります。なお、「賞与支払届総括表」は賞与の支払いが無かった場合でも届出が必要となりますのでご注意ください。

当該届出が漏れてしまうと、適切な社会保険料を国に納付していないことになることはもちろん、従業員の将来の年金額に影響が出ますので、忘れずに届出をおこないましょう。

## 過重労働の防止

「過重労働」とは長時間労働などにより、労働者に身体的・精神的に過重な負荷を負わせる労働・業務形態のことをいいます。

厚生労働省では平成14年2月から「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき所要の対策を推進してきましたが、働き方の多様化が進む中で、長時間労働にともなう健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しており、これに対応するために労働安全衛生法等の改正も行われています。

このような背景を踏まえ、過重労働による労働者の健康障害を防止するための措置に以下のものがあります。

- 時間外・休日労働時間の削減
- 年次有給休暇の取得促進
- 労働時間等の設定の改善
- 健康管理体制の整備及び健康診断の実施
- 長時間労働にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等

近年、労働基準監督署による立ち合い調査が増加傾向にありますので、日頃から労働環境の整備に積極的に取り組んでおくことで、突然の調査に対しても的確に対応できるだけでなく、労働者の過重労働を未然に防ぐことにつながるでしょう。

## 未払い賃金の防止

「未払い賃金」とは言葉のとおり、本来支払われるべきであるにも関わらず、実際に支払われていない賃金のことですが、近年特に問題とされているのが、「残業代」の未払いについてです。

右図の調査結果を見ると、約3分の1の労働者が、未払いの残業代があるという主張をしています。

こうした背景のもと、労働基準監督署の調査は年々厳しさを増しており、平成28年度は労働基準監督署の監督指導により、1,349社で97,978人の労働者に対して合計約127億円の未払い残業代が支払われました。平均すると労働者1人当たり13万円、1企業当たり943万円を支払ったこととなります。

また、近年益々労働者の権利意識が高まっていく中で、従業員から未払い残業代請求の裁判を起こされるケースも増えていきます。

未払い残業代は、残業代を一切支払っていない企業で発生すると思われがちですが、残業代を払っている「つもり」でも、知らないうちに未払いの残業代が発生してしまうケースがたくさんあります。以下に未払い残業代が生じてしまう代表的な例を挙げます。

- 1) 毎月、一定額の残業代を支払っているから、労働時間の管理はしていない。  
⇒ 定額で払う残業代相当分を超えて時間外労働をする場合は、別途残業代を支払う必要があります。
- 2) 営業職には営業手当を払っているから、残業代は必要ない。  
⇒ この場合は、営業手当が定額支給の残業代にあたりと就業規則等で明確に定めておく必要があります。  
また、1)と同様に営業手当以上の残業代が発生した場合は、別途差額を支払う必要があります。
- 3) 課長職以上の管理職に対しては残業代を払っていない。  
⇒ 確かに労働基準法上、管理監督者に該当すると深夜時間以外の残業代は支払う必要がなくなります。  
しかし、役職が管理職であっても、会社の経営や採用等に関する重要事項の決定に関わっていなかったり、自身の勤務時間に裁量権を持っていなかったりすると、管理監督者とはならず残業代が発生することになります。
- 4) 残業時間は従業員からの自己申告制で把握している。  
⇒ 実際の勤務時間より短く申告する従業員がいる場合、後になって残業代の請求をされるケースもあります。  
自己申告制をとる場合は、過少申告が起こらないよう従業員に説明をするなど、適正な管理に努めましょう。
- 5) 残業代の単価を出すときに、基本給だけで計算をしている。  
⇒ 残業代の計算の際は、法律で決められた家族手当や通勤手当等を除き、全ての手当を含める必要があります。

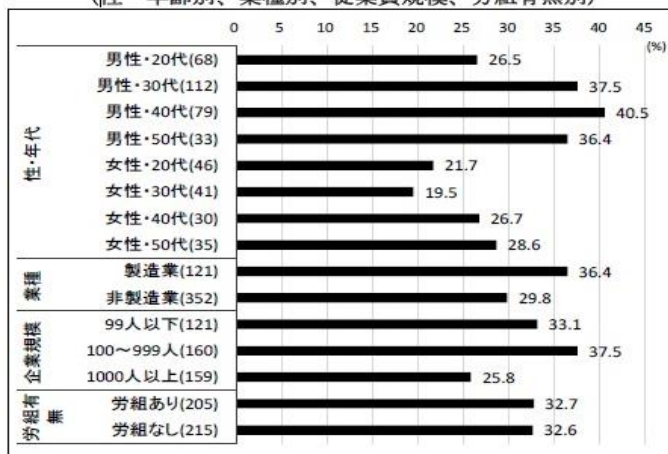
現在、労働基準法の改正に向けて議論されている「残業時間の上限規制」が可決されると、今後より一層未払い残業に関する取り締まりが厳しくなることが予測されます。

急に数百万円～数千万円の未払い賃金を支払うことになると、経営にも多大な影響が及びかねません。未払い賃金が発生してしまう恐れがある場合は、直ちに改善をしていくようにしましょう。

(文章担当: 床田・金・大北)

### ● 賃金不払い残業は、30～50代男性の3分の1超

図表Ⅱ-5 今年9月の賃金不払い残業  
(性・年齢別、業種別、従業員規模、労組有無別)



出典：連合総研 「勤労者の仕事と暮らしに関するアンケート調査」  
(平成29年10月実施)

## ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください！

Q. 田中さん、江藤さん、鈴木さんの3人がいます。にっこり笑うと父親になる人はだれ？

先月のQ. 歌手、小説家、画家の中で秘密のない人はだれ？

先月の答え： 歌手(書く仕事(かくしごと)をしないから)